

(要望一覧)

No	質問内容	資料番号	参考(会議録ページ)
1	生活保護の子どもたちの進学率のデータは、年によって非常に差があるのは、毎年卒業する生活保護のお子さんの数が少ないからだと思うが、何人ぐらいなのか、基礎的なところを教えてください。また、中学卒業後の就職で具体的な内容・職種を教えてください。	資料1-1	4ページ 5ページ
2	松戸市では子育て世代が多いと推測しているが、統計的なデータを提供してほしい。	資料1-2	5ページ
3	就学援助費、児童扶養手当、医療費助成の通知、パンフレット等を提供してほしい。	資料1-3	7ページ
4	松戸市における相談窓口一覧を提供してほしい。	資料1-4	11ページ
5	松戸市の事業の特色、これまでのアピールポイントなどを示してほしい。	資料1-5-1:ひとり親家庭向けの窓口(手当、相談)の一本化	13ページ
		資料1-5-2:学習支援	
		資料1-5-3:スクール・ソーシャル・ワーカーの取組み	

(主な意見一覧)

6	病気に関してのり患率、疾患の部位について、全国レベルと、松戸市の子どもの健康状態を比較したらどうか。	資料1-6	6ページ
7	児童扶養手当の現況届から情報が得られるので、例えば全額支給者の割合等でひとり親の中での格差をみていただければと思う。	資料1-7	9ページ
8	「松戸市ひとり親家庭へのアンケート集計結果」について、詳細な分析が必要ではないか。 ・年間収入による比較(就学前後、子どもの年齢、母親の就労状況) ・悩み事(年齢)	「松戸市ひとり親家庭へのアンケート」については、検討・分析中	8ページ
9	「松戸市ひとり親家庭へのアンケート集計結果」について、回答率を改善すれば、もう少し詳細な分析ができるのではないか。		8ページ
10	「松戸市ひとり親家庭へのアンケート集計結果」の中で、12ページ「ひとり親が充実・拡大を希望する行政サービス」についての選択肢「予防接種や各種検診、健康診断や健康相談」について年齢を区切って分析すれば、違った結果になるのではないか。		9ページ

## 【生活保護受給世帯における子どもの人数(松戸市)】

	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
就学前	259人	257人	235人
小学生	432人	422人	402人
中学生	250人	248人	243人
計	941人	927人	880人

## 【生活保護受給世帯の進路に関する指標】

		H27.4.1		H28.4.1		H29.4.1
		国	松戸市	国	松戸市	松戸市
中学卒業後	高校等進学者 及び率	18,886人 92.8%	109人 96.5%	18,306人 93.3%	83人 94.3%	80人 95.2%
	就職者及び率	341人 1.7%	2人 1.8%	308人 1.6%	0人 0.0%	0人 0.0%
	その他	1,119人 5.5%	2人 1.8%	1,010人 5.1%	5人 5.7%	4人 4.8%
	合計	20,346人	113人	19,624人	88人	84人
高校卒業後	大学等進学者 及び率	4,550人 33.4%	31人 47.0%	4,619人 33.1%	22人 29.3%	18人 40.0%
	就職者及び率	6,194人 45.5%	28人 42.4%	6,171人 44.3%	28人 37.3%	22人 48.9%
	その他	2,860人 21.0%	7人 10.6%	3,148人 22.6%	25人 33.3%	5人 11.1%
	合計	13,604人	66人	13,938人	75人	45人
高校中退者及び率		2,323人 4.5%	11人 3.9%	2,296人 4.5%	4人 1.4%	14人 6.1%

・国: 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(第4回)資料から抜粋

・松戸市: 「就労支援等の状況調査」より(国からの調査)

【卒業後の就職者数(生活保護受給世帯)】

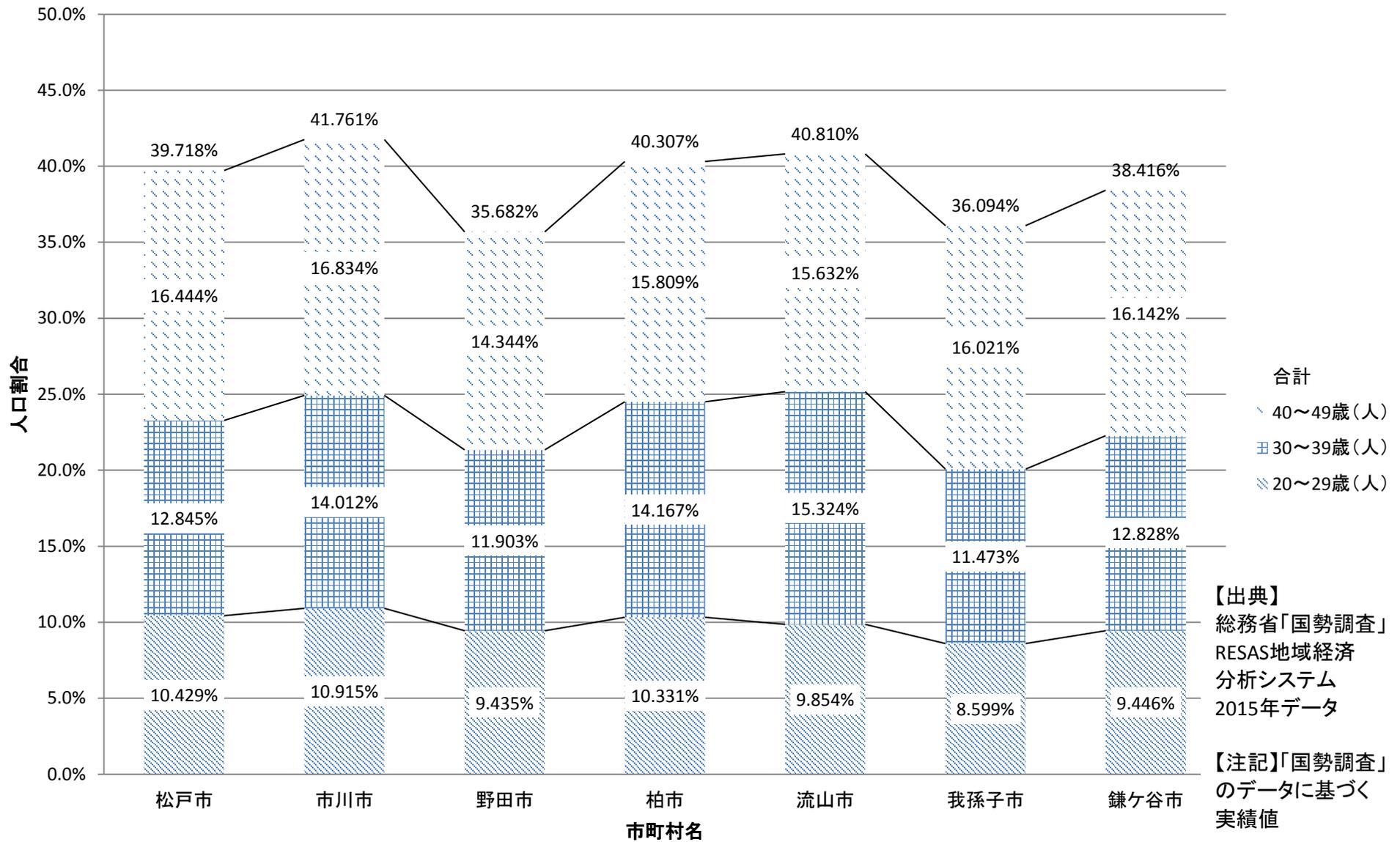
	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
中学卒業後の就職者数	2	0	0
高校卒業後の就職者数	28	28	22

【卒業後の就職先(生活保護受給世帯)】

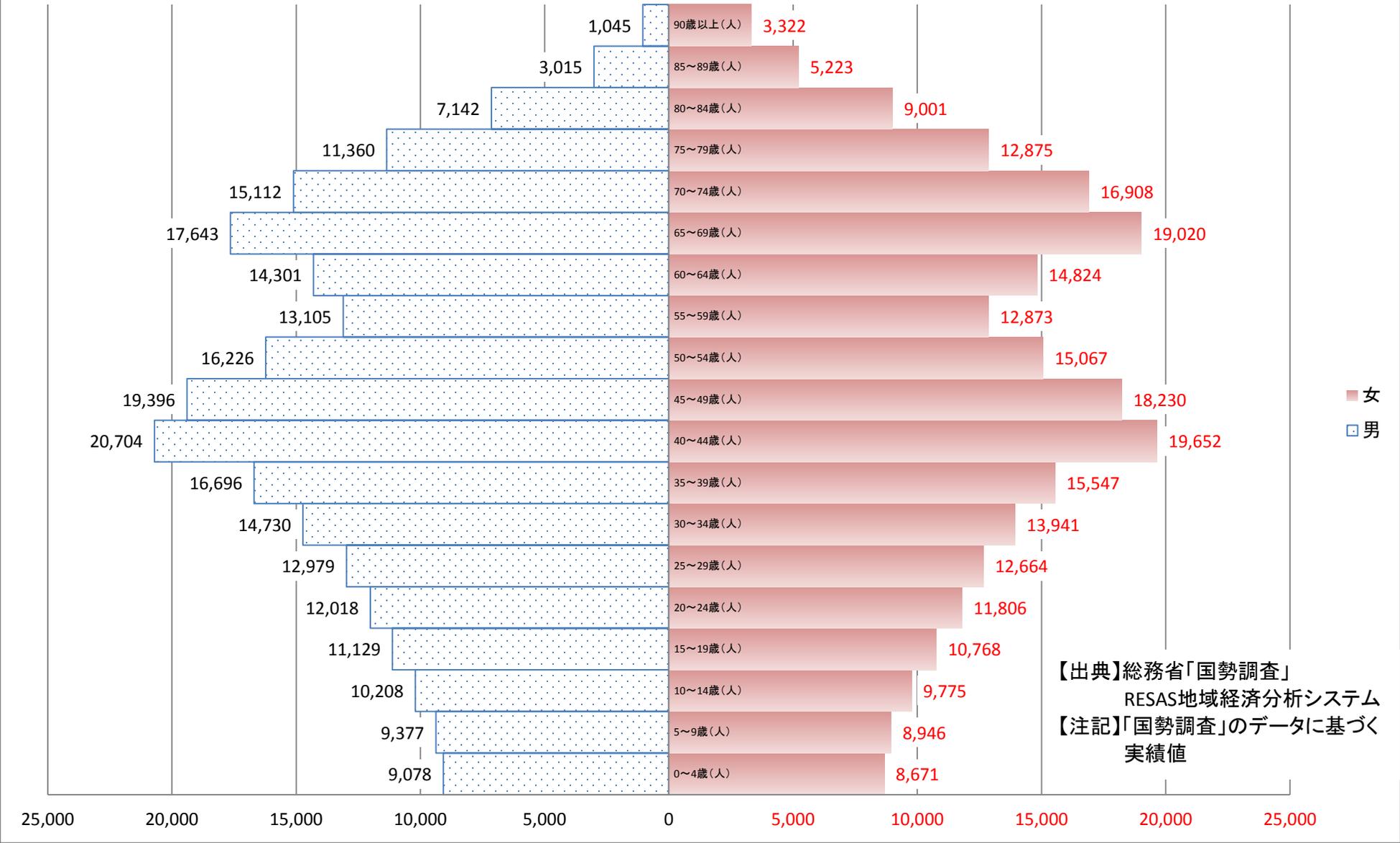
中学卒業後の就職先 (H26年度:2人)	宿泊・飲食業(1)
	建設業(1)
高校卒業後の就職先 (H28年度:22人)	製造業(5)
	卸売・小売業(5)
	建設業(4)
	運輸・保管業(2)
	保健衛生及び社会事業(2)
	宿泊・飲食業(1)
	管理・支援サービス業(1)
	公務及び国防、強制社会保障事業(1)
	その他のサービス業(1)

# 近隣市 子育て世代割合比較

資料1-2



# 松戸市 人口ピラミッド(2015年)



【出典】総務省「国勢調査」  
 RESAS地域経済分析システム  
 【注記】「国勢調査」のデータに基づく実績値

## 松戸市年齢階層別人口統計表

	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H25
～5才	23,811	23,442	23,327	23,216	23,079	-732
6～11才	24,582	24,177	23,895	23,714	23,700	-882
12～14才	13,331	13,248	12,910	12,743	12,406	-925
15～17才	13,243	13,320	13,418	13,343	13,281	38
小計	74,967	74,187	73,550	73,016	72,466	-2,501
18才～	411,218	413,117	413,754	418,725	421,417	10,199
合計	486,185	487,304	487,304	491,741	493,883	7,698

出典：住民基本台帳（毎年9/30日現在）

単位：人

○保護者のみなさまへ

(全児童生徒に配付)

## 平成 29 年度 就学援助制度のお知らせ

松戸市教育委員会

## 1 制度

経済的な理由でお困りの保護者に学用品費や給食費等の援助を行っています。

## 2 援助を受けられる方

松戸市に在住し、公立小・中学校に通学している児童生徒の保護者で、経済的に困窮している世帯（世帯の総所得額が教育委員会が定める基準額に満たない世帯）や児童扶養手当を受けている世帯などが対象です。

※ 現在、生活保護を受けている保護者の方は、就学援助の申し込みは必要ありませんが、小学6年生・中学3年生の修学旅行費について学務課より後日お知らせを送付しますので、そちらをご覧ください。なお、生活保護が年度途中で停止または廃止になった場合は就学援助を申請できますので、学校へお申し出ください。

《参考》 平成29年度基準額の目安（概算）

世帯	家族構成の一例（ ）内は年齢	居住状況	合計所得の目安
3人	父(40)・母(35)・小学生(7)	借家	約 3,054,000 円以下
4人	父(40)・母(35)・中学生(14)・小学生(9)	借家	約 3,630,000 円以下
5人	父(43)・母(38)・中学生(13)・小学生(10)・幼児(4)	借家	約 3,823,000 円以下

※ 給与所得の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得の方は確定申告書の「所得金額の合計」です。

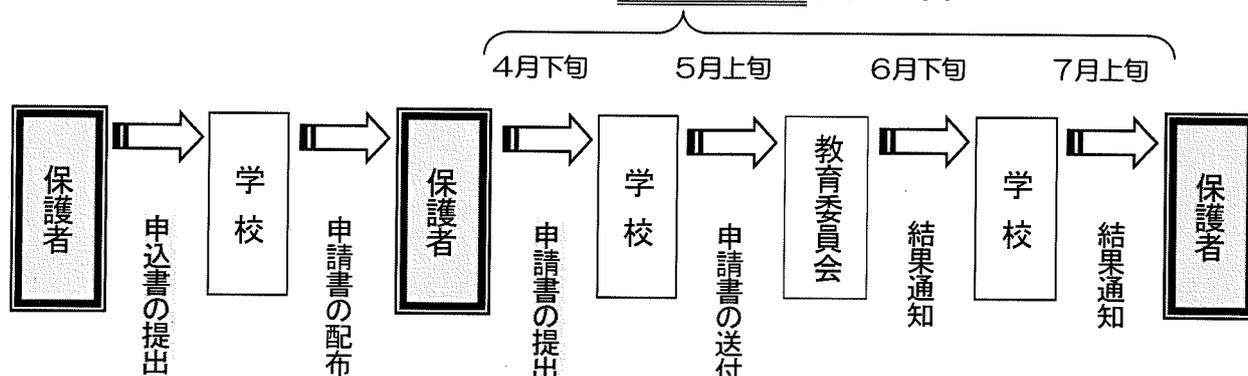
※ 基準額は世帯状況（家族構成、年齢、持家・借家等）によって変わりますが、事前にお問い合わせいただいても基準額の計算はできません。

## 3 申込み方法

「就学援助費申請書」を希望する方は、下記の申込書を期限内に担任の先生に提出してください。お子さん1人につき1枚提出が必要です。また、前年度受けていた方も申請が必要です。

## 4 就学援助費の申請手続きの流れ

申請書を提出されてから結果通知を受け取るまで、2～3ヵ月程度かかります。



※裏面もご覧ください※

(キリトリ線)

## 申 込 書 ( 就 学 援 助 )

就学援助制度を利用したいので、申請用紙を申し込みます。

平成29年 月 日

年 組 児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

《学校提出期限 平成29年4月17日(月)》

## 5 就学援助費の内容

4月1日付けで認定された場合の支給金額です。認定された年月日ごとに支給金額、支給時期等は異なりますのでご注意ください。

学年 費目	小学校			中学校		支給 予定	備考
	1年	2~4年	5、6年	1年	2、3年		
新入学用品費 (小学1年、中学1年)	20,470円	-	-	23,550円	-	7月下旬	・4月認定者のみ支給対象
学用品費等	12,990円	15,220円	15,220円	24,590円	26,820円	7月下旬	・年額 ・当初以降の認定者は月割支給
林間学園費 (小学5年、中学2年)	-	-	実費	-	実費	1月下旬	・実施日前(参加する前)の認定者のみ支給対象 ※注1(下記参照)
修学旅行費 (小学6年、中学3年)	-	-	実費	-	実費	1月下旬	
給食費	免除						・詳細は保健体育課へお問い合わせください。
医療費	学校保健安全法第24条で定められた疾病に対する医療費(自己負担分)の援助 ※注2(下記参照)						

※注1 (例) 小学5年生で、7月1日~3日にかけて林間学園に参加した方

- ①認定日が4月1日の場合 → 林間学園費支給対象
- ②認定日が9月1日の場合 → 林間学園費支給対象外

※注2 下記疾病を治療した際の医療費(自己負担分)を払い戻し致します。

(トラコーマ、結膜炎、白癬(はくせん)、疥癬(かいせん)、膿痂疹(とびひ)、中耳炎、アデノイド慢性副鼻腔炎、う歯(虫歯)、寄生虫病)

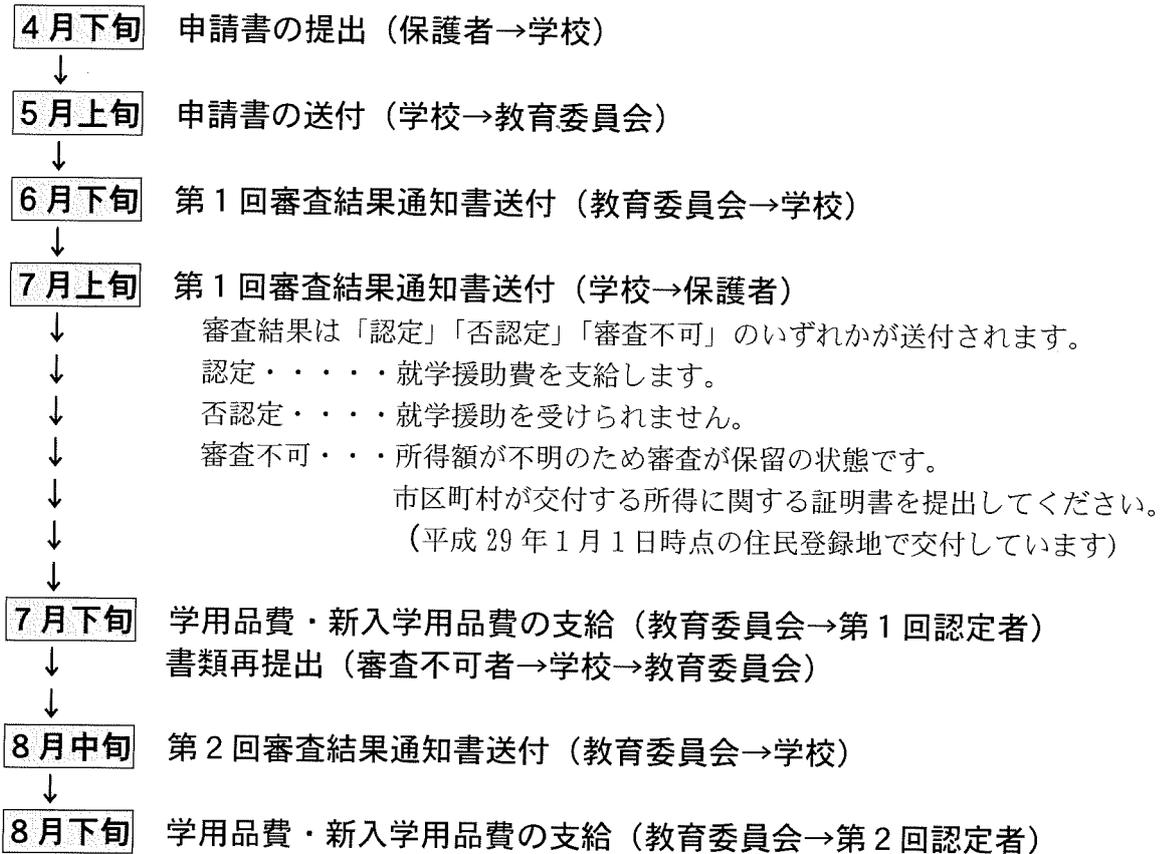
## 6 問い合わせ先

就学援助制度、審査について…教育委員会 学務課 (Tel 366-7457)

給食費、医療費について…教育委員会 保健体育課 (Tel 366-7459)

## 就学援助費申請から認定までの流れ

申請書を提出してから結果通知書を受け取るまで、2～3ヵ月程度かかります。



## 就学援助費の内容

4月1日付けで認定された場合の支給金額です。認定された年月日ごとに支給金額、支給時期等は異なりますのでご注意ください。

学年 費目	小学校			中学校		支給 予定	備考
	1年	2～4年	5、6年	1年	2、3年		
新入学用品費 (小学1年、中学1年)	20,470円	-	-	23,550円	-	7月 下旬	・4月認定者のみ支給対象
学用品費等	12,990円	15,220円	15,220円	24,590円	26,820円	7月 下旬	・年額 ・当初以降の認定者は月割支給
林間学園費 (小学5年、中学2年)	-	-	実費	-	実費	1月 下旬	・実施日前(参加する前)の認定者 のみ支給対象 ※注1(下記参照)
修学旅行費 (小学6年、中学3年)	-	-	実費	-	実費	1月 下旬	
給食費	免除						・詳細は保健体育課へお問い合わせください。
医療費	学校保健安全法第24条で定められた疾病に対する 医療費(自己負担分)の援助 ※注2(下記参照)						

※注1 (例) 小学5年生で、7月1日～3日にかけて林間学園に参加した方

①認定日が4月1日の場合 → 林間学園費支給対象

②認定日が9月1日の場合 → 林間学園費支給対象外

※注2 下記疾病を治療した際の医療費(自己負担分)を払い戻し致します。

〔トラコーマ、結膜炎、白癬(はくせん)、疥癬(かいせん)、膿痂疹(のうかしん)、中耳炎  
アデノイド、慢性副鼻腔炎(ちくのう症)、う歯(虫歯)、寄生虫病〕

\*この案内は審査結果通知書を受け取るまで大切に保管してください。

## 就学援助費申請にあたっての留意事項

(平成29年度用)

### 1 申請書の提出について

学校で指定された提出期限を厳守してください。

提出が遅れると「認定」であっても支給対象外や減額となる費目もありますので、十分ご注意ください。

### 2 申請に必要な添付書類について

(1) 以下の要件に該当する場合(添付書類で審査)

該当する証明書類を添付してください。

- ①平成28年4月以降に生活保護が停止又は廃止となった……生活保護受給証明書のコピー
- ②児童扶養手当をうけている……児童扶養手当証書のコピー
- ③現在、生活福祉資金の貸し付けをうけている……生活福祉資金貸付決定通知書のコピー
- ④その他児童生徒が就学困難となる特別な事情がある……学校長の所見

(2) 上記以外の場合(世帯総所得で審査)

①平成29年1月1日の住民登録地が松戸市の方

②平成29年1月1日の住民登録地が松戸市外の方

#### 添付書類は原則不要です

ただし、平成28年分の所得を申告していない方は審査ができませんので、**税務署または松戸市市民税課で申告を済ませておいてください(被扶養者を除く)**。昨年一年間所得がなかった方も、**所得がない旨の住民税の申告手続きをしてください。**

※申告期間外や修正申告があった場合や離婚等で所得が確認できなかった場合は、松戸市に住民登録があった方でも証明書の提出を求められることがありますので予めご了承ください。

※個別の事案については、市民税課(Tel.366-7322)にお問い合わせください。

#### 所得に関する証明書が必要です

ひとまず、申請書のみを提出期限までに学校へ提出してください。6月下旬に学務課から「審査不可通知書」を送付しますので、**平成29年1月1日に住民登録していた市区町村から「所得証明書又は課税証明書」を取り寄せ、通知書に記載された期限までに学校へ提出してください。**

※証明書の名称は市区町村により異なります。平成28年中(1月～12月)の所得額が記載されている証明書の交付を受けてください(コピー可)。源泉徴収票ではお受けできません。

### 3 就学援助費(給食費・医療費を除く)の振込について

(1) 申請者(=保護者)口座を指定する方

申請書に記入した振込先の通帳の写し(金融機関名・支店名・名義人カナ・口座番号が記載されている面)を貼り付けてください。

(2) 学校長口座へ委任される方

委任状を申請書と一緒に提出してください。委任状は学校で配布しています。

### 4 小学生の医療費について(「子ども医療費助成制度」の利用について)

学校の健康診断の結果、『トラコーマ、結膜炎、白癬(はくせん)、疥癬(かいせん)、膿痂疹(とびひ)、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯(虫歯)、寄生虫病』を治療するよう手紙をもらった方は、「子ども医療費助成制度」の受給券の利用及び支払った医療費の償還請求は行わず、**健康保険を使用して医療費(自己負担分)を全額支払い、領収書を保管しておいてください。**

就学援助の審査終了後、認定となった方は、学校より配られる医療券で償還請求を行い、否認定となった方は「子ども医療費助成制度」の償還請求を行ってください。

※医療券と子ども医療費助成制度は併用できませんので御注意ください。

【問い合わせ先】 就学援助制度、審査について……教育委員会 学務課 (Tel.366-7457)  
給食費・医療費について……教育委員会 保健体育課 (Tel.366-7459)

※学務課使用欄	認定区分	認定(年 月 日)・否認定・審査不可	受付印
	①基準未滿 ②児童扶養手当 ③生活保護停廃止 ④生活福祉資金貸付	⑤所見 ⑥その他 ( ) ⑦基準超過 ⑧所得不明	① 不可②

# 就学援助費申請書記入例

## 平成29年度 就学援助費申請書

(1学期用)

※平成28年中(1月~12月)の所得が未申告の方はすみやかに申告の手続きをしてください。(未申告の方は審査できません)  
 ※黒ボールペン等で太線内をのりなく記入・押印してください。  
 ※裏面の添付書類を確認し、該当する証明書(コピー可)を添付してください。

① 学校名	松戸市立 北部小	学校 6 年	フリガナ氏名	キョウイク サツキ 教育 皇月	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
-------	----------	--------	--------	-----------------	---

お子さん一人につき1枚申請書が必要です。

世帯の状況(平成29年4月1日現在の住民票上の世帯員全員を記入してください。)

No.	フリガナ氏名	続柄	生年月日(和暦)	年齢	勤務先または学校名	学年	※学務課使用欄
1	マツド タロウ 松戸 太郎	祖父	明大昭平 20.1.2	72	無職		ここに何も書かないでください
2	キョウイク マナブ 教育 学	父	明大昭平 46.2.3	46	TMKG(株) アルバイト		
3	キョウイク ヤヨイ 教育 弥生	母	明大昭平 49.3.4	43	専業主婦		
② 4	キョウイク ススム 教育 進	兄	明大昭平 8.4.5	20	学務大学	3	
5	キョウイク サツキ 教育 皇月	本人	明大昭平 17.5.6	11	北部小学校	6	
6	キョウイク ツム 教育 勉	弟	明大昭平 19.6.7	9	北部小学校	4	
7	キョウイク フミヨ 教育 文子	妹	明大昭平 28.7.8	0	乳児		
8			明大昭平				
9			明大昭平				
10			明大昭平				

居住状況 ※必ず以下のどちらかを選択してください。選択のないものは審査ができません。

持家 (親戚宅等に同居しているものや、住宅ローンを支払っているものなどを含みます。)  
 借家 (賃貸借契約しているものに限り、また、後日契約書の写しを求めることもあります。)

振込先 ※学校長口座への振込を希望する場合は振込先を記入せず「委任状」を一緒に提出してください。

銀行	松戸	支店	普通	口座番号	名義(児童・生徒名義の口座には振り込めません)
信金		出張所	口座	1 2 3 4 5 6 7	カタカナで記入
農協					キョウイク ヤヨイ

(あて先) 松戸市教育委員会

次により就学援助費の支給を受けたいので申請します。なお、教育委員会が就学援助審査事務を行うにあたり、住民基本台帳、住民税課税台帳、児童扶養手当受給状況、生活保護受給状況から世帯に係る必要な情報取得することに同意いたします。

住所 松戸市 根本356番地 松戸方

申請者(保護者) 教育 弥生

電話番号 047-366-7457

平成29年4月18日

同じ人を記入してください

### 【在籍学校記入欄】

この申請者は、就学援助を必要とする者として報告します。	下記は年度途中で転(編)入の場合のみ記入
平成 年 月	ここに何も書かないでください
松戸市立	転(編)入年月日 平成 年 月 日より本校在籍

※学校長所見を必要とする場合は、世帯の現況を十分に確認し、別紙に作成してください。

## 【ある世帯の一例】

- ・祖父（太郎）父（学）母（弥生）子（進・皐月・勉・文子）の7人家族。
- ・学さん世帯は、太郎さん所有の家に同居し、学さんは生活費として毎月5万円を世帯主である太郎さんに手渡している。
- ・進さんは市外で一人暮らしをしているが、松戸市に住民登録している。（実際に松戸市で生活している人数は進さんを除く6人である）

### ①お子さん一人につき1枚申請書が必要です。

この例では、北部小学校に2枚提出します。

### ②住民票に記載されている世帯員全員を記入してください。

この例では、進さんは実際に松戸市で生活をしていませんが、松戸市に住民登録しているので、進さんも記入します。

### ③どちらか当てはまるほうにレ点を入れてください。

「持家」…下記「借家」以外全て

「借家」…賃貸借契約をし、家賃を支払っているもの

この例では、太郎さん所有の家の一部を借りて学さん世帯は生活し、家主に毎月一定の金額を支払っていますが、賃貸借契約を結んでいないので「持家」にレ点をいれます。

### ④就学援助費の振込を希望する口座を記入してください。

- ・申請者（保護者）口座に振り込みを希望する場合

希望する口座を正しく記入し、裏面に通帳のコピーを貼付してください。（児童・生徒名義の口座には振り込めません）

- ・学校長口座に振り込みを希望する場合

この欄には何も記入せず、委任状を申請書と一緒に提出してください。

### ⑤申請者同意欄に記入・押印してください。

この例では、④で振込先に弥生さんの口座を指定しているので、申請者は弥生さんになります。

委任状を提出する場合は、委任状に記された保護者が申請者になります。

### ⑥下記要件に該当する添付書類がある場合は、左上をホッチキス等で留めて提出してください。

申請理由		添付書類
1	平成28年4月以降に生活保護が停止又は廃止となった	生活保護証明書のコピーを添付 ※受給期間・受給者・保護の種類が分かるように複写してください。
2	児童扶養手当をうけている ※特別児童扶養手当・児童手当ではありません。	児童扶養手当証書のコピーを添付 ※有効期限が今年度内のものに限り ※有効期限・受給者が分かるように広げて複写してください。
3	現在、生活福祉資金の貸し付けをうけている	生活福祉資金貸付決定通知書のコピーを添付 ※通知書発行日が今年度内のものに限り。
4	収入が少なく、経済的に困っている	《平成29年1月1日現在、松戸市に住民登録のある方》 添付書類なし ※税未申告者は審査できません。収入がない方も申告をしてください（被扶養者を除く）。年度途中で世帯構成が変わった場合は住民税証明書の提出を求めることがあります。
		《平成29年1月2日以降に松戸市に転入した方》 同一世帯で20歳以上の方全員の所得証明書又は課税証明書を添付 ※これらの証明書は転入前の市区町村で6月以降に発行されますので、4月に申請する方は先に申請書だけ提出してください。
5	その他児童生徒が就学困難となる特別な事情がある	学校長の所見を添付 ※現在通学中の学校にご相談ください。兄弟姉妹が別の学校にいる場合は、それぞれの学校に相談が必要です。

# 児童扶養手当のしおり

## (1) 受給資格

手当を受けられることが必要な人は

(1) 児童が扶養している母親

(2) 児童が扶養しておらず、かつ、その母親を前代とする場合

お問合せ先： ☎271-8588

千葉県松戸市根本387番地の5

松戸市役所 子ども部

子育て支援課 児童給付担当室

TEL 047-366-3127(直通) FAX 047-710-3766

平成29年4月1日作成



松戸市

# 「児童扶養手当」とは？

ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

## 【1. 受給資格者】

手当を受けることができる人は、

- (1) 児童を監護している母親
- (2) 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父親
- (3) 父母にかわって児童を養育している人

で、監護または養育する児童が次の①～⑨のいずれかにあてはまる人です。

なお、児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいますが、児童の心身に一定の障害がある場合（詳しくは窓口でご確認ください）は、20歳の誕生日の前日の属する月まで手当が受けられます。

手当の受給に国籍は問いませんが、外国籍の方は住民基本台帳に登録されている方に限ります。

- ① 父母が離婚した後、父又は母と一緒に生活をしていない児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 未婚の母の児童
- ⑨ その他、生まれたときの事情が不明である児童

上記に該当しても次のような場合は、手当は支給されません。

- ① 児童が
  - イ. 日本国内に住所がないとき
  - ロ. 児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき（親子が一緒に入る施設、及び通園する施設を除く）
  - ハ. 母又は父の配偶者（※事実婚も含む）に養育されているとき（父又は母が重度の障害者の場合を除く）

※事実婚とは、社会通念上、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係（同居でない場合でもひんぱんな定期的訪問かつ、定期的な生計費の補助など）が存在することをいいます。

② 母、父または養育者が

イ. 日本国内に住所がないとき

※法改正により、平成26年12月以降、児童、母等が公的年金等を受けることができるときであっても、公的年金等と児童扶養手当の差額が支給される場合があります。詳しくは、窓口でお問い合わせください。

【2. 手当を受けるための手続き】

子育て支援課児童給付担当室の窓口で必要書類を添えて請求の手続きをしてください。

なお、必要書類については、事前に窓口で相談・面談の上、ご確認ください。

審査の後、認定についての通知が届きます。

【3. 手当の支払】

認定を受けると、認定請求をした月の翌月分から手当が支給されます。

4月・8月・12月の年3回、支払月の前月までの分（例えば4月に12～3月分）が、受給者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。

振込の日は各月11日ですが、11日が土・日や休日にあたる場合は、順次繰り上がって振り込まれます。

【4. 手当額】

手当額は、監護する児童の数や所得額によって異なります。

(1ヶ月あたり)

児童数	区分	平成29年4月現在
1人	全部支給	42,290円
	一部支給	42,280円～9,980円
2人	全部支給	9,990円を加算
	一部支給	9,980円～5,000円を加算
3人以上	全部支給	1人増加するごとに5,990円を加算
	一部支給	1人増加するごとに5,980円～3,000円を加算

全部支給は月額42,290円です。

一部支給（児童数1人）は所得に応じて次の算式により計算します。

$$\text{手当額} = 42,280 \text{円} - (\text{受給者の所得額} \times 1 - \text{所得制限限度額} \times 2) \times 0.0186705$$

10円未満四捨五入

※1 収入から給与所得控除等の控除を行い、受給資格者および児童が受け取る養育費の8割相当額を加算した額です。

※2 4のページの表に定めるとおり、扶養親族等の数に応じた全部支給の所得制限限度額です。

次の表は前述の算式を使って計算した扶養親族が1人の場合（受給資格者と子ども1人の世帯）の手当額の例です。

所得額（年額）	平成29年度手当額（月額）
57万円	42,290円
100万円	35,750円
130万円	30,140円
160万円	24,540円
190万円	18,940円
220万円	13,340円

全部支給、一部支給額の推移

	全部支給	一部支給
平成16年4月～	41,880円	41,870円～9,880円
平成18年4月～	41,720円	41,710円～9,850円
平成23年4月～	41,550円	41,540円～9,810円
平成24年4月～	41,430円	41,420円～9,780円
平成25年10月～	41,140円	41,130円～9,710円
平成26年4月～	41,020円	41,010円～9,680円
平成27年4月～	42,000円	41,990円～9,910円
平成28年4月～	42,330円	42,320円～9,990円
平成29年4月～	42,290円	42,280円～9,980円

受給資格者が、手当支給開始月から5年と、支給要件に該当した月から7年を比較し、いずれか早い方を経過したとき（※1）には、手当の2分の1が支給停止となる場合があります（※2）。

※1 手当の認定請求（増額改定請求を含む）をした日において、3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した月の翌月

の初日が起算日となります。

※2 父子家庭の場合は平成22年8月1日が起算日となります。

ただし、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」及び関係書類を提出し、適用除外となれば、手当の2分の1が支給停止となることはありません。（【7. 手当を受けている方の届出義務】を参照してください。）

## 【5. 所得による支給制限】

この手当には、所得による支給制限があります。

すなわち、受給者本人または配偶者及び扶養義務者の前年の所得額により①全部支給の人、②一部支給の人、③全部支給停止の人に分かります。

所得が下表の限度額以上ある場合は、その年度（8月分から翌年7月分までの手当）は手当の全部または一部が支給停止となりますのでご注意ください。

■所得制限限度額（平成29年4月1日現在） ※収入ベースと所得ベース  
(単位：円)

扶養親族等の数	本人				孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者		
	全部支給		一部支給				
	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額	
平成29年	0	<平成28年と同額>					
	1						
	2						
	3						
	4						
平成28年	0	920,000	190,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
	1	1,300,000	570,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
	2	1,717,000	950,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
	3	2,271,000	1,330,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
	4	2,814,000	1,710,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,357,000	2,090,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000	

- 平成14年8月に改正されました。
- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶

養親族等がある者についての限度額（所得ベース）は、左記の額に次の額を加算した額です。

- 本人の場合は、
  - 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
  - 特定扶養親族等1人につき15万円（16から18歳までの児童も含みます）
- 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

## <表の見方>

- ここで『孤児』とは「父母の死亡した児童」をいいます。
- 離婚した後の児童を監護しない親の所得は、所得制限の対象とはなりません。
- 養育者で受給される場合も「受給者本人」の所得制限となります。  
(例) 扶養親族1人の場合、前年所得が570,000円未満の場合「全部支給」、570,000円以上2,300,000円未満の場合「一部支給」となり、2,300,000円以上の場合、「全部支給停止」となります。
- 収入額はあくまで目安であり、実際の取扱いは地方税法上の控除について、定められた額を控除した後の所得額で決まります。

※所得額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{所得額} &= (\text{年間収入金額} + \text{母又は父および児童が受け取る養育費の8割}) \\ &\quad - \text{必要経費} - 80,000 (\text{社会保険料共通控除}) - \text{その他の諸控除} \\ &\quad (\text{地方税法上の控除について定められた額}) \end{aligned}$$

## 【6. 支給の調整】

同一の児童について父、母、養育者にそれぞれ受給資格が生じる場合、受給者となる順番は、

- 児童を監護する母
  - 児童を養育する養育者
  - 児童を監護し、生計を同じくする父
- の順になります。

## 【7. 手当を受けている方の届出義務】

- ① 『現況届』・・・毎年8月1日から8月31日までの間に、子育て支援課児童給付担当室へ所得状況や世帯員の状況等を所定の用紙で届けるもので、支給の継続に不可欠であり大事なものです。この届出が出されないと、8月分以降の手当が受けられません。  
また、2年以上届出がないと、時効により支払いを受ける権利がなくなりますので、ご注意ください。  
諸用紙は窓口にあります。
- ② 対象児童の増減・・・児童の減の場合は『手当額改定届』、児童の増加の場合は『額改定請求書』
- ③ 氏名や住所、振込先銀行口座が変わるとき・・・『氏名・住所・支払金融機関変更届』
- ④ 受給者が死亡したとき・・・『受給者死亡届』
- ⑤ 手当証書をなくしたり、破損したとき・・・『証書亡失届』または『証書再交付申請』
- ⑥ 障害認定（母又は父の障害で受給される方）の期限が設定されているとき・・・再認定の『診断書』（期限月又はその前月中の診断書）
- ⑦ 受給者が所得の高い扶養義務者（父、母、兄弟など）と同居するようになったとき・・・『支給停止関係届』
- ⑧ 受給資格がなくなるとき・・・『受給資格喪失届』

### 受給資格喪失の例

- 受給者である母又は父が婚姻したとき（「事実婚」を含みます）
  - 遺棄していた母又は父から連絡があったとき
  - 拘禁されていた父又は母が出所してきたとき
  - 児童が児童福祉施設に入所したとき
  - 母又は父（養育者）が、児童を監護（養育）しなくなったとき
  - 父が生計を同じくしなくなったとき（受給者が父の場合）
  - 対象児童が死亡したとき
- ⑨ 手当の支給から5年を経過する等の要件に該当するとき・・・『児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書』及び関係書類

### 適用除外事由の例

- 就業している
- 求職活動等の自立を図るための活動をしている
- 身体上又は精神上の障害がある
- 負傷又は疾病等により就業することが困難である
- 監護する児童又は親族が負傷、疾病、障害、要介護状態等にあり、介護する必要があるため、就業することが困難である

### <注意>

資格がなくなっているにもかかわらず届出をしないで手当を受給していると、資格がなくなった翌月からの手当はさかのぼって全額返還していただきますので、くれぐれもご注意ください。



## 児童扶養手当の手当証書は、こんなときに役立ちます

手当証書は、毎年現況届を出された方で、引き続き手当の支払いを受けられる方に交付されます。

証書は、子育て支援課児童給付担当室にて交付（郵送）されます。

### —こんなとき証書を提示して所定の手続きをしてください—

#### 1. 医療費等助成事業

18歳の年度末までの児童を扶養するひとり親家庭の親や養育者、及びその児童が保険診療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成しています。

ただし、所得による制限があります。

取扱窓口・・・子育て支援課児童給付担当室窓口

#### 2. 福祉定期預貯金

年金や手当を受給している人だけに利用資格があり、一般の定期預貯金より有利な利率で預入ができる1年ものの定期預貯金制度です。マル優とは別個の金利優遇制度で、預入限度額は1人300万円までです。1人1店舗に限られます。

なお、取り扱いが各金融機関によって異なるため、詳しくはお近くの各金融機関でご確認下さい。

#### 3. JR定期券の割引

児童扶養手当を受給している世帯に属する者がJR東日本の通勤用定期乗車券を購入する場合は、3割引となる制度があります。

資格証明書の交付を受けるためには、

- ① 児童扶養手当の証書
- ② 購入者の写真（縦4cm × 横3cm）
- ③ 印鑑

が必要になります。

取扱窓口・・・子育て支援課児童給付担当室窓口

#### 4. 水道料金の減免

児童扶養手当受給世帯は、県営水道料金が一部減免になります。

取扱窓口・・・県水お客様センター（☎0570-001245）

## 『児童扶養手当 Q&A』

前年の所得が所得制限限度額を超えている場合は認定請求できないのでしょうか。

認定請求できます。

所得制限限度額を超えていても、支給要件に該当していれば、受給資格が認定されます。今後、現況届等で所得制限限度額を超えていないことが確認されたときから手当が支給されます。

両親と一緒に暮らしているひとり親家庭ですが、所得をみるにあたって両親の所得もみられるのでしょうか。

この場合、原則として両親とひとり親家庭とは生計同一と推定されるので両親の所得もみます。

生計同一とは、消費生活上の家計が同一であることをいいますが、同居している場合でも例外的に生計が別として、両親の所得をみないこともあります。

その場合には、生計が別であることを証明する書類等の提出を求められることがあります。

孫の両親がいないので孫の面倒をみています。児童扶養手当をもらえますか。

養育者として受給できる可能性がありますので、窓口で相談してください。

事実婚とはどんなものですか。

事実婚とは、児童扶養手当法上の独特の概念で、社会通念上、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係（ひんばんな定期的訪問かつ定期的な生活費の補助など。同居の有無は問わない。）が存在することをいいます。

例えば、法律によって婚姻が認められない場合であっても、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在するときには、事実上の配偶者がいることにかわりないので事実婚に該当します。

判断に際しては、認定に必要な範囲で、事情の聞き取りや書類の提出を求められることがあります。

子どもと同居していなくても児童扶養手当をもらえますか。

母親が受給者の場合、監護の事実（安否を気遣う電話や手紙がある、仕送りがある等）が認められれば受給できます。

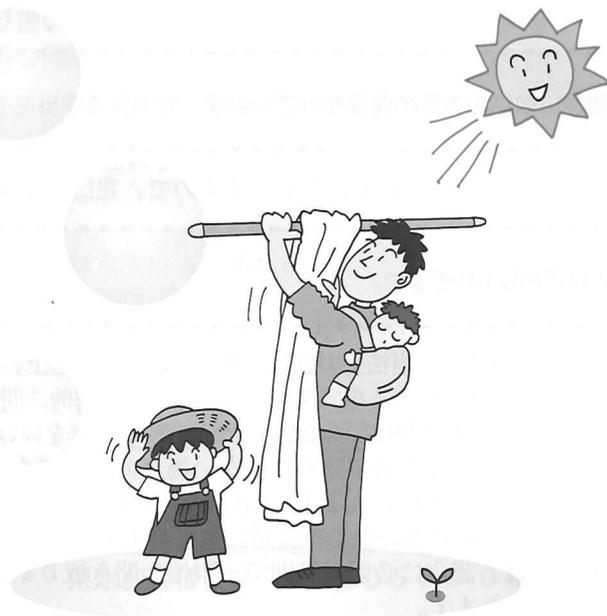
一方、父親が受給者の場合は子どもと生計を同じくする必要がありますので、一時的な入院など例外的な場合でないと受給できません。

どちらの場合にも、認定に必要な範囲で、事情の聞き取りや書類の提出を求められることがあります。

なお、養育者が受給者の場合には、子どもと同居することが必要ですので受給できません。

現在、児童扶養手当の所得制限に該当するため手当を全部支給停止されています。こうした場合でも、現況届を提出しなければならないのでしょうか。

現況届を提出しないと、その後所得制限に該当しなくなっても、手当が受けられなくなる場合がありますので、支給停止されている場合でも必ず提出してください。



## ひとり親家庭等を対象とした松戸市や千葉県の事業

事業名	事業内容
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金制度	母子家庭・父子家庭、寡婦及びその児童等に対し、修学資金をはじめとした12種類の貸付を行っています。 ※詳しくは子育て支援課（☎047-366-7347）までお問い合わせください。
ひとり親家庭等医療費等助成事業	18歳の年度末までの児童を監護しているひとり親家庭等の親や養育者、及びその児童に対して医療費の一部を助成しています。 ※詳しくは、子育て支援課児童給付担当室（☎047-366-3127）までお問い合わせください。
母子家庭等就業・自立支援センター就業相談事業	ひとり親家庭等の親等を対象として、求人情報の提供や、就業に結びつく可能性の高い技能習得や資格取得のための講習会を実施しています。また、無料の就業相談や養育費相談を行っています。 ※就業相談先＝千葉県母子寡婦福祉連合会 電話・FAX 043-225-0608 (就業相談専用、月～金曜日 9時30分～16時30分) メール chibak-bosi@ce.wakwak.com
松戸市ひとり親家庭就労促進費用助成	ひとり親家庭等の親の自立や就労を支援するため、資格取得や技能習得などの講座を受講する際の費用の一部を助成します。(所得制限等あり、事前相談・申請が必要です) ○教育訓練給付金指定講座又は市長の指定する講座に限定。 ※詳しくは子育て支援課（☎047-366-7347）までお問い合わせください。
母子・父子自立支援プログラム策定	児童扶養手当受給者の自立を支援するため、専門のカウンセラーが、受給者個々の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援をします。 ※詳しくは子育て支援課（☎047-366-7347）までお問い合わせください。
母子家庭等高等技能訓練促進費	ひとり親家庭等の親を対象とし、就業に結びつく可能性の高い資格(看護師、保育士等)を取得するため、養成機関においてカリキュラムを受講する際、受講の一定期間について、高等訓練促進費を支給します。 (所得制限等あり。事前相談・申請が必要です) ※詳しくは子育て支援課（☎047-366-7347）までお問い合わせください。

ひとり親家庭 高等学校卒業程度 認定試験合格支援	<p>高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親またはその子（20歳未満）が、より良い条件での就業や転職をするために、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、助成金を支給します。</p> <p>（所得制限等あり。事前相談・申請が必要です）</p> <p>※詳しくは子育て支援課（☎ 047-366-7347）までお問い合わせください。</p>
ひとり親家庭 学習支援	<p>ひとり親家庭の児童（小学校5・6年、中学生・高校生）を対象に学習支援を行い基礎学力の向上を図ります。必要に応じてカウンセリングも行います。（所得制限等あり）</p> <p>※詳しくは子育て支援課（☎ 047-366-7347）までお問い合わせください。</p>
千葉県ジョブ サポートセンター	<p>専門の相談員が、住まいや生活費の相談から職業紹介までワンストップで支援しています。また、託児付きの女性向け出張相談・セミナー（予約制）もあります。</p> <p>（週6日：月～金曜日 9時～17時／土曜日 10時～17時）</p> <p>（☎ 043-245-9420）</p>

※上記の各事業は、ひとり親家庭等を対象としていますが、他制度を利用できる方や、所得が一定額を上回る方、その他定められた条件に該当しない方は利用できない場合があります。

# 松戸市子ども医療費助成制度のご案内

## 1. 助成内容について

松戸市子ども医療費助成受給券とは、松戸市に住民登録のある子どもを対象に、千葉県内の医療機関を受診の際に、ご加入健康保険証と一緒に提示することにより、保険診療分の自己負担医療費が補助される助成制度です。

助成対象者	保護者の自己負担額
0歳～中学3年生（15歳まで）	通院1回・入院1日＝200円 調剤＝なし（無料） ※市民税所得割非課税世帯の場合「自己負担額」は無料

※次の場合は、受給券の使用はできません。

- ①学校、幼稚園、保育所（園）内での傷病などで、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等を受けられる場合
- ②就学援助認定者（準要保護者）で、学校保健安全法による医療費の補助を受けられる場合
- ③自動車交通事故等の第三者の加害行為による災害で、損害賠償等を受けられる場合

※次の場合は、助成の対象となりません。

- ①健康保険が適用されない予防接種や検査（健康診断）薬の容器代、入院時の差額室料、文書料初診時特定療養（他の医療機関等からの紹介状なしに200床以上の病院において初診で受診した場合に病院が定めた金額を徴収できる制度）
- ②加入健康保険から支給される高額療養費等（支払われた、または支給予定のもの）

## 2. 申請に必要なもの

子ども医療費助成申請書	窓口配布または市のホームページよりダウンロードできます 松戸市 子ども医療費申請書 
印鑑（認印可）	記名押印に代えて署名することができます。
個人番号カード （または個人番号通知カード）	申請者、配偶者または同居の祖父母等（保護者となる方のもの）
子どもの健康保険証のコピー	新生児は保護者の保険証（加入予定のもの）

## 3. 届出が必要な場合

受給券の発行後においても、次の場合は別途届出が必要です。

届出されない場合は受給資格の変更もしくは受給券の発行ができない場合があります。

1	子ども医療費受給資格登録変更届 ※届出書・印鑑以外に必要なもの	受付方法 子育て支援課 各支所・郵便 ※郵便の不着に関する責任は、一切負いかねますので、ご了承ください。
	子どもの市内転居・姓等の変更	
	子どもの健康保険証の変更 保護者の変更（婚姻等）	
	〃（離婚等）	
2	子ども医療費助成受給券返納届 ※届出書・印鑑以外に必要なもの	上記方法のほか電子申請
	子どもの市外転出	
3	子ども医療費助成受給券再交付申請書 ※申請書・印鑑以外に必要なもの	上記方法のほか電子申請
	受給券の紛失、毀損等	

「子育て支援課」窓口申請の場合で「当日再発行希望」の場合は、お子様の健康保険証又は保護者の本人確認が取れるもの

#### 4. 受給券の更新

受給券申請済の対象となる子どもには、毎年8月1日前に新しい受給券を郵送します。

#### 5. 受給券が使用できなかった場合の助成方法（償還払い）

次の診療支払後2年以内に支払われた医療費については、申請により償還払いされます。

- ① 千葉県外など本制度を取り扱わない医療機関で受診した場合
- ② 受給券を医療機関に提示できなかった場合
- ③ 補装具代金（健康保険の給付対象となるもの）
- ④ 他公費との差額が発生した場合（小児慢性特定疾病等の自己負担分）

受給券をお持ちでない方は、償還払いを含めて子ども医療費助成制度を利用できません。

子ども医療費助成金交付申請書（償還払い） ※受給券・申請書・印鑑以外に必要なもの	
領収書（原本）	氏名・保険点数・診療年月日・医療機関名の記載があるもの ※合算された領収書等は計算書をお渡しする場合があります。
子どもの健康保険証のコピー	保険者名・保険者番号・氏名が記載されている部分
保護者名義の通帳（カード）のコピー	銀行名・支店名・口座番号・名義が記載されている部分
※加入保険から給付金がある場合 その旨を証明するもののコピー	高額療養費・付加給付金等が発生した場合に必要となります。 ※給付がない場合は、提出の必要はありません。
※補装具を購入された場合 保険証、通帳のほかに、次の①～③を揃えて申請してください。 ①補装具の領収書 ②診断書または意見書 ③補装具の支給決定通知書 (ご加入の保険組合等から発行されたもの)	治療用の眼鏡などの補装具（医師が治療上必要と認めたもの）を全額（10割）支払後は、ご加入の健康保険の手続き（療養費請求）を済ませてください。療養費の支給決定後に「健康保険で認められた部分の差額分」を子ども医療費より助成します。 なお、左の①、②については、療養費の請求で原本を提出された場合のみ、コピーでの提出が可能です。

※支給予定日は申請（月末〆）翌月25日頃を予定しておりますが、1枚の領収書で21,000円以上（保険診療分）の負担をされた際には、加入健康保険あて照会をさせていただくことがあるため、支給まで3～4ヶ月程度の日数が必要となる場合があります。ご了承ください。

#### 6. 問い合わせ・郵送先

松戸市役所 子育て支援課 児童給付担当室  
〒271-8588 松戸市根本387番地の5 新館7階  
電話 047-366-3127（直通）  
メールアドレス [mcjidoukyuuhu@city.matsudo.lg.jp](mailto:mcjidoukyuuhu@city.matsudo.lg.jp)



## 松 戸 市



**相談窓口のご案内**


## ①ひとり親家庭向け相談

母子・父子相談（生活全般）	子育て支援課	047-366-7347
ひとり親家庭就労相談	子育て支援課	047-366-7347
養育費・面会交流相談	養育費相談支援センター	03-3980-4108

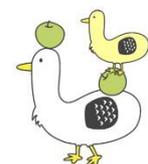
## ②家族関係、子どもについての相談

妊娠・出産から子育て期全般相談	親子すこやかセンター （各保健福祉センター）	047-366-7766（中央） 047-346-6066（小金） 047-384-8020（常盤平）
家庭・児童相談（育児、不登校、虐待など、18歳未満の児童のいる家庭）	子ども家庭相談課	047-366-3941
教育相談（就学先や不登校について）	教育研究所	047-366-7600
婦人相談（DV・離婚など女性全般）	子ども家庭相談課	047-366-3955
ゆうまつどころの相談（男女の生き方相談）	男女共同参画課 （女性センターゆうまつど）	047-363-0505
女性相談（DV 等からの緊急避難など女性の抱える問題全般）	千葉県女性サポートセンター	043-206-8002 （365日24時間対応）

## ③その他相談

生活困窮者自立支援（経済的な問題を中心に、仕事や住まいなど生活全般にわたる相談）	自立相談支援センター	047-366-0077
女性の就労・両立支援相談（女性の再就職支援）	男女共同参画課 （女性センターゆうまつど）	047-364-8778
子育て期の就労相談	ハローワークマザーズコーナー （男性も相談可能）	047-367-8609（43#）

どこに相談するか迷ったときは、子育て支援課(047-366-7347)までお電話を！専門の相談員がお話をお伺いします。





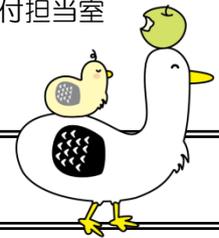
## 暮らし に関すること

### ★ 住まい等に関する支援

- ① 市営・県営住宅における優遇措置  
○市営住宅…[問]住宅政策課 047-366-7366  
○県営住宅…[問]千葉県住宅供給公社募集課  
043-222-9200(募集案内は住宅政策課・各支所・  
行政サービスセンターにて配布)
- ② URにおける子育て割や近居割等制度  
[問]UR 松戸営業センター047-367-5221
- ③ 民間物件の情報に関する相談  
[問]住宅政策課 047-366-7366

### ★ その他生活に関する支援

- ① 水道料金の一部減免(県営のみ)  
[問]県水お客様センター  
0570-001245
- ② JR 通勤定期券の割引  
[問]子育て支援課児童給付担当室  
047-366-3127



## 仕事 に関すること

### ★ 就労支援

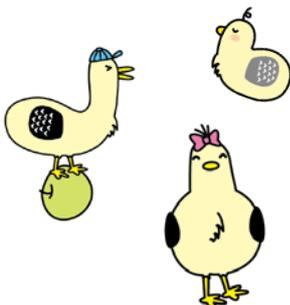
- ① ひとり親家庭就労促進事業  
ひとり親家庭の親の自立や就労を支援するため、介護や医療事務などの資格取得やパソコンの技能取得などの講座について受講料の最大60%(上限20万円)の費用助成を行う制度です。  
[問]子育て支援課 047-366-7347
- ② 高等技能訓練促進費の支給  
ひとり親家庭の親が、看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で就学している間、助成金を支給する制度です。  
[問]子育て支援課 047-366-7347
- ③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  
ひとり親家庭の親またはその子が、高卒認定試験(旧大検)に合格を目指す講座について受講料の最大100%(上限25万円)の費用助成を行う制度です。  
[問]子育て支援課 047-366-7347



## 子育て に関すること

### ★ 出産直後の支援

- ① チャイルドシートリース料金の助成  
指定する業者からリースする場合、料金の半額を助成しています。  
[問]市民安全課 047-366-7341
- ② ファミリー・サポート・センター  
〔有料 ※所得により減免があります〕  
産後4ヶ月未満のお母さんがいる家庭に、提供会員が訪問して、育児・家事等の支援を行います。ひとり親家庭への助成制度があります。  
[問]まつどファミリー・サポート・センター047-330-2941
- ③ 産後ケア〔有料 ※所得により減免があります〕  
お母さんの体調不良や育児不安のある方、ご家族などからの援助が受けられない方(産後4ヶ月未満まで)を対象に産後ケア施設またはご自宅へ訪問して、お母さんの心身及び乳児のケア、育児サポート等の支援をします。  
[問]子ども家庭相談課母子保健担当室 047-366-5180



★ 子どもの預かり〔有料 ※所得により減免がある場合があります〕

①未就学児の日常的な預かり

一時預かりを実施しているところもあります。詳しくは幼児保育課にお問い合わせください。

○保育所（園）・認定こども園…〔問〕幼児保育課 047-366-7351

○幼稚園…各幼稚園へ直接

②小学生の日常的な預かり

○放課後児童クラブ…保護者が就労等の理由で、昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりします。

○放課後KIDSルーム…小学校の図書室等を開放して、小学生が放課後自由に学習や読書などができる場所を提供します。

〔問〕子育て支援課 047-366-7347



③未就学児・小学生の子どもの一時的な預かり

○ファミリー・サポート・センター…地域の身近な人同士で小学生までの子どもを預けたり（利用会員）、預かったり（提供会員）ができます。ひとり親家庭への助成制度があります。

〔問〕まつどファミリー・サポート・センター047-330-2941

○ほっとるーむ等の一時預かり…通院や買い物等、「ちょっとだけ子どもを預けたい」ときに、就学前の子どもを4時間まで預けることができます。

〔問〕子育て支援課 047-366-7347

④夜間・土曜日・日祭日の一時的な預かり、宿泊を伴う預かり（子どもショートステイ）

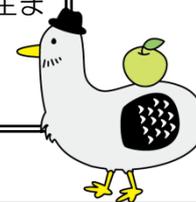
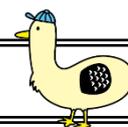
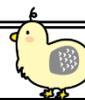
夜間や土曜日、日祭日に一時的に預けたいとき、数日にわたり子どもを預けたいときに利用できます。

〔問〕子ども家庭相談課 047-366-3941

⑤病気の急性期、回復期中の預かり

○病児・病後児保育…病気及び病気の回復期のため、集団保育や家庭保育が困難な小学生までの子どもをお預かりします。

〔問〕子育て支援課 047-366-7347



★ 子どもの居場所〔無料〕

①学習支援事業

ひとり親家庭の子どもに個別指導をベースとした学習支援を行います。希望者には心理カウンセリングなども実施、子どもが放課後に安心していられる居場所を提供します。

〔問〕子育て支援課 047-366-7347

②未就学児の居場所

○子育て支援センター…一部の保育園内で、遊び場の開放や子育て相談などを行っています。

○おやこDE広場…主に0~3歳児むけに無料開放されている子育て支援の拠点施設です。

〔問〕子育て支援課 047-366-7347

③児童福祉館・こども館

○18歳までの子どもが自由に遊び、楽しい体験ができるように様々な行事等を提供します。

〔問〕常盤平児童福祉館 047-387-3320



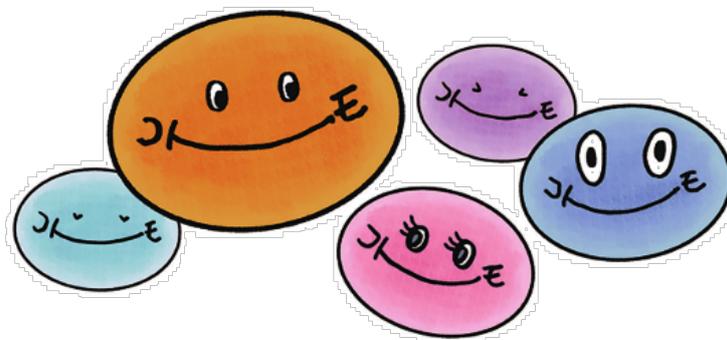
## **各種申請・手続き**

<p><b>① 児童扶養手当</b></p> <p>18歳になってから最初の3月末までの子どものいるひとり親家庭などに支給されます。所得制限があります。[問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127</p>	<p><b>② 児童手当</b></p> <p>中学校修了前までの子どもを養育している人に支給されます。 [問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127</p>
<p><b>③ ひとり親家庭等医療費助成</b></p> <p>ひとり親家庭などの親と子ども（18歳になってから最初の3月末まで）を対象に、医療費の一部を助成します。所得制限があります。 [問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127</p>	<p><b>④ 子ども医療費助成</b></p> <p>中学校修了前までの子どもに「子ども医療費助成受給券」を交付します。医療機関受診時に提示すると保険診療分の医療費が軽減されます。 [問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127</p>
<p><b>⑤ 遺児手当</b></p> <p>両親または、父母の一方と死別した中学校修了前の子ども（遺児）を扶養している人に支給されます。所得制限があります。 [問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127</p>	<p><b>⑥ 就学援助費</b></p> <p>公立小・中学校に通学している子どもの保護者で、児童扶養手当を受給している人などに支給します。各学校を通じた申請になります。 ※高校については別に「就学支援金制度」があります。詳しくは各高校にお尋ねください。 [問]学務課 047-366-7457</p>
<p><b>⑦ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付</b></p> <p>ひとり親家庭の生活の安定のために必要な資金の貸付（子どもの修学資金など）の相談を行っています。詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。 [問]子育て支援課 047-366-7347</p>	<p><b>⑧ 国民年金（遺族基礎年金）</b></p> <p>遺族基礎年金は、①国民年金の加入者または②老齢基礎年金受給資格がある人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子どもが18歳になってから最初の3月末まで支給されます。（①の場合、保険料納付要件があります） [問]国民年金課 047-366-7352</p>
<p><b>⑨ 国民健康保険</b></p> <p>就労等、生活状況によって国民健康保険の切替が必要な場合があります。切替する場合には、速やかな手続きが必要です。詳しくは、国民健康保険課にお問い合わせください。 [問]国民健康保険課 047-366-7353</p>	<p><b>⑩ 税金</b></p> <p>離婚や死別（生死不明等）をした方は、所得状況によって寡婦（寡夫）控除の対象となる場合があります。詳しくは、市民税課にお問い合わせください。 [問]市民税課 047-366-7322</p>

ひとり親家庭支援担当課職員向け

関係者資料

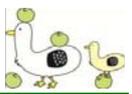
# ひとり親家庭支援策の実態に関する 事例集



平成 29 年 3 月

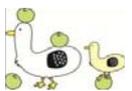
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

<p><b>松戸市</b></p>	<p>ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業</p>
<p>ひとり親家庭向けの諸手当の窓口と相談窓口を一本化し、相談者の利便性向上を実現し、相談件数も増加</p>	
<p><b>【背景・目的】</b></p>	
<p>松戸市では、平成 27 年度まで、母子・父子自立支援員等の支援員が配置されていた子ども家庭相談課（主に相談受付業務を担当）と、児童手当や児童扶養手当などの経済的支援に加えて、ひとり親家庭の就業支援を行う就業支援専門員が配置されている子育て支援課は、徒歩 5 分程度離れている庁舎に別々に配置されていたため、来訪者は児童扶養手当の手続きのついでに気軽に相談できるという状況ではなかった。</p>	
<p><b>【取組】</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年 4 月から、母子・父子自立支援員の所管を子育て支援課に異動し、児童扶養手当等の相談や手続きに訪れるひとり親に、ひとり親家庭全般についての相談もすぐ近くで行えるようになり、ワンストップの総合的な窓口へと変更した。</li> </ul>	
<p style="text-align: center;">松戸市 市庁舎配置図</p> <p style="text-align: right;">出典) 松戸市「松戸市役所のご案内」</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子ども家庭相談課…家庭児童相談、子どもと女性に対する暴力の相談、通告、養育医療などを所管。</li> <li>◆ 子育て支援課…児童手当や児童扶養手当、ひとり親家庭の就業支援に関する業務を所管。</li> </ul>	
<p><b>【成果】</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童扶養手当等の手続きに訪問するひとり親が、母子・父子自立支援員に気軽に相談できるようになり、相談件数が増加。</li> <li>○ ひとり親家庭の相談に係る支援員が同じ部署に配置されることで、状況に応じて母子・父子自立支援員と就業支援専門員が同席して相談を行うなど連携して支援ができるようになり、相談者のニーズに合わせた柔軟な対応を行っている。</li> </ul>	
<p><b>【その他（関連資料等）】</b></p>	
<p>平成 28 年 8 月からは、母子・父子自立支援員を 1 名（週 4 日勤務）から 2 名（それぞれ週 4 日勤務）に増員し、相談のための体制の充実にも取り組んでいる。</p>	
<p><b>【担当部署】</b> 松戸市 子ども部 子育て支援課 047-366-7347</p>	



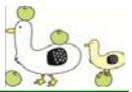
## 事業概要

①内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援(講師1人あたり生徒5~7人程度の個別指導)</li> <li>・居場所(新松戸・常盤平・六実会場にて、学習支援以外の時間帯にも立ち寄れる「居場所専用」の実施、居場所支援員配置、遊びや自習)</li> <li>・心理カウンセラー(子どもや保護者の相談、講師へのアドバイス等)</li> </ul>
②費用	無料
③対象学年	小学5・6年生、中学生、高校生 (概ね18歳以下で高等学校等への進学を目指す児童を含む。)
④世帯要件	児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯、就学援助受給世帯
⑤会場	松戸、新松戸、常盤平、六実
⑥回数	週2回(小中学生)、週1回(高校生)
⑦時間	1時間30分(小学生)、2時間30分(中学生・高校生)
⑧定員	計 290人



## 会場別の内容

地区	松戸	新松戸	常盤平	六実
事業者	株式会社 エデュケーショナルネットワーク	NPO法人 子どもの環境を守る会 Jワールド	NPO法人 松戸ゆいねっと	NPO法人 ワーカーズコープ
定員	小20人 中60人 高30人	小20人 中60人	小20人 中30人	小20人 中30人
会場形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間賃貸借</li> <li>・オフィスビル</li> <li>・メイン、サブの2部屋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者活動拠点</li> <li>・ビル</li> <li>・広い1部屋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間賃貸借</li> <li>・空家活用による戸建</li> <li>・5部屋程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間賃貸借</li> <li>・空家活用による戸建</li> <li>・5部屋程度</li> </ul>
傾向・特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集中して学習する雰囲気</li> <li>・「すらら」を活用</li> <li>・入退室等、管理体制が整っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者独自に「子どもの居場所」事業も行っているため、敷居が低く入りやすい</li> <li>・大学生のスタッフ多い</li> <li>・通常授業以外のイベント等も積極的に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定着率、参加率が高い</li> <li>・児童養護施設に勤務していたスタッフ多い</li> <li>・一般の民家を借用しているため、「居場所」としての機能が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の民家を借用しているため、「居場所」としての機能が高い</li> <li>・子ども食堂を主催するスタッフがおり、連携の可能性</li> </ul>



## 事業運営の工夫

### 支援対象者への個別通知

- 生活保護受給世帯(生活支援一課)、児童扶養手当受給世帯(子育て支援課)へ案内送付
- 就学援助受給世帯について、教育委員会が行う就学援助決定通知に同封

### 生活困窮者の自立相談支援機関にて申込受付

意図: 本事業申込をきっかけに、経済的支援等が必要な世帯が支援につながるように  
流れ: 自立相談支援機関⇒市の担当者⇒学習支援事業者 (※生活保護世帯は担当CW経由)

### 三者面談・体験利用

三者面談: 毎年1回30分程度 利用ルール等の説明・学習状況等の聞き取り  
体験利用: 初回利用から2週間 マッチング(事業者: 周囲に迷惑をかけないか等、利用者: 会場の雰囲気等)

### 子どもの学習支援事業連絡会議を毎月開催

参加者: 学習支援の各事業者、生活支援一課、子育て支援課、自立相談支援機関  
議題例: 「事業実施上のトラブル」、「教育委員会・学校現場や地域との連携」、「不登校や発達障害を抱える子の支援方法」、「通学方法・送り迎え」等

### 「生活困窮者支援担当課」と「ひとり親家庭支援担当課」の共同事業

- 生活困窮者支援を担当する「生活支援一課」、ひとり親家庭支援を行う「子育て支援課」が共同で事業を実施
- 利用者数の割合(生活困窮世帯が1/3、ひとり親世帯が2/3)に応じて、生活支援一課と子育て支援課で予算を按分

スクールソーシャルワーカー（SSWer）の取り組み

## 六実中学校の実践

教育研究所  
H29.10.23

### ◎配置状況

- ・固定配置型で2名派遣
  - 1名：松戸市正規職員(教育研究所所属)
  - 1名：非常勤職員
- ・週4日・1日7時間15分勤務（非常勤職員）
- ・所属学年を決めている
- ・職員室で執務、相談は相談室で行う。

### ◎相談方法

- ①SSWer に直接相談
- ②担任の先生、養護の先生等を通して相談
- ③相談ポストに相談を投函
- ④電話で相談

### ◎主な仕事の内容

- ・面談（課題を持っている生徒・保護者との面談）
- ・ケース面談（気になる生徒について教職員との相談）
- ・校内ケース会議に参加
- ・連携会議に参加
- ・家庭訪問



### ◎工夫している取り組み

- ・学級訪問をして、生徒にSSWerを知ってもらう
- ・SSWerのちらしを配布（生徒・保護者向け）
- ・教職員用にも資料を作成
- ・校内巡回を行い気になる生徒を把握
- ・校内適応指導教室を利用している生徒と週に1コマ面談の時間をとっている。

### ◎学校現場からの声

- ・学年に配置され、教職員との連携がしやすい。また、子どもの情報が受け取りやすい。
- ・気になる生徒の話をタイムリーにでき、すぐに対応できる
- ・校内巡回をすると気軽に「今日、親とけんかしちゃった」「習い事のことって相談していいですか」などと声をかけてくれる。
- ・SC（スクールカウンセラー）との情報の共有により、課題が見えてくる。
- ・家庭訪問したことで登校するようになった生徒がいる。
- ・教室訪問をきっかけに、相談に来てくれるようになった生徒がいる。
- ・複数配置なので、ケースについて相談しながら進められる安心感がある。

疾病・異常被患率等

資料1-6

単位 (%)

区分	計	裸眼視力			眼の疾病・異常	難聴	耳鼻咽喉頭			菌・口腔								
		計	1.0未満	0.7未満			0.3未満	耳疾患	鼻疾・副鼻腔患	口腔患・咽喉異常	むし菌(う菌)			菌列・咬合	顎関節	菌垢の状態	菌肉の状態	疾病・異常 その他の
			0.7以上	0.3以上			計				処完了者	未処置者						
小学校計(全国)	100	31.5	11.2	11.7	8.6	5.4	0.6	6.1	12.9	1.4	48.9	24.7	24.2	4.8	0.1	3.2	2.0	6.8
小学校計(千葉県)	100	30.4	10.2	11.2	9.0	4.9	0.4	5.5	12.3	1.0	47.0	24.8	22.2	5.0	0.1	3.6	1.8	8.4
小学校計(松戸市)	100	21.7	8.3	9.2	4.2	4.1	0.8	3.5	2.7	0.1	46.4	23.7	22.7	6.7	0.0	5.0	1.9	7.1
中学校計(全国)	100	54.6	11.5	16.4	26.7	5.1	0.3	4.5	11.5	0.7	37.5	21.0	16.5	5.4	0.4	5.4	4.6	4.1
中学校計(千葉県)	100	53.4	11.0	17.4	25.0	4.5	0.3	5.7	12.9	0.5	35.1	19.2	15.9	5.5	0.1	5.0	3.6	4.5
中学校計(松戸市)	100	26.3	11.3	11.0	4.0	3.0	0.5	2.7	2.8	0.0	38.2	22.7	15.5	14.0	0.1	7.9	9.0	4.2

区分	栄養状態	せき 四肢 柱の 胸郭 状態	皮膚疾患		心疾患 臓器 異常	蛋白質 検出 者の	尿糖 検出 者の	せき 息	腎臓 疾患
			アトピー 性皮膚炎	その他の 皮膚疾患					
			3.2	0.5					
小学校計(全国)	1.5	1.8	3.2	0.5	0.7	0.8	0.1	3.7	0.2
小学校計(千葉県)	0.9	1.6	3.4	0.5	0.7	0.7	0.0	5.4	0.3
小学校計(松戸市)	0.0	1.1	5.0	0.0	1.5	0.8	0.1	5.8	0.3
中学校計(全国)	1.0	3.4	2.7	0.2	0.8	2.6	0.1	2.9	0.2
中学校計(千葉県)	0.4	4.7	2.1	0.2	0.6	2.3	0.1	4.6	0.4
中学校計(松戸市)	0.0	3.7	4.8	0.0	1.1	2.4	—	4.8	0.3

(注) 1. この表は、疾病・異常該当者(疾病・異常に該当する旨健康診断票に記載のあった者)の割合の推定値を示したものである。  
 2. 「X」は疾病・異常被患率等の標準誤差が5以上、受検者数が100人(5歳は50人)未満、回答校が1校以下又は疾病・異常被患率が100.0%のため統計数値を公表しない。  
 3. 結核に関する検診の取扱いについては、「学校保健安全法施行規則」の一部改正に伴い、平成24年4月から教育委員会に設置された結核対策委員会からの意見を聞かずに精密検査を行うことができるようになったため、「結核の精密検査の対象者」には、学校医の診察の結果、精密検査が必要と認められた者も含まれる。  
 出典：平成28年度学校保健統計調査、松戸市保健体育課資料

# 資料 1 - 7

## 児童扶養手当の内訳・支給状況

世帯数	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
児童1人	1,928世帯	1,865世帯	1,819世帯	1,772世帯	1,663世帯
児童2人	817世帯	776世帯	785世帯	742世帯	765世帯
児童3人	174世帯	172世帯	181世帯	200世帯	188世帯
児童4人以上	47世帯	43世帯	32世帯	29世帯	33世帯
計	2,966世帯	2,856世帯	2,817世帯	2,743世帯	2,649世帯
児童数	4,303人	4,114人	4,068人	3,982人	3,899人

### 支給状況

	支給区分	松戸市	構成比	千葉県	構成比	国	構成比
24年度	全部支給世帯数	1,640世帯	55.3%	14,867世帯	53.2%	623,214世帯	57.5%
	一部支給世帯数	1,326世帯	44.7%	13,076世帯	46.8%	460,103世帯	42.5%
	計	2,966世帯	100%	27,943世帯	100.0%	1,083,317世帯	100%
25年度	全部支給	1,536世帯	53.8%	14,249世帯	52.0%	606,644世帯	56.5%
	一部支給	1,320世帯	46.2%	13,160世帯	48.0%	467,146世帯	43.5%
	計	2,856世帯	100%	27,409世帯	100.0%	1,073,790世帯	100%
26年度	全部支給	1,514世帯	53.7%	14,072世帯	51.3%	586,652世帯	55.4%
	一部支給	1,303世帯	46.3%	13,374世帯	48.7%	471,579世帯	44.6%
	計	2,817世帯	100%	27,446世帯	100.0%	1,058,231世帯	100%
27年度	全部支給	1,392世帯	50.7%	13,559世帯	49.9%	557,065世帯	53.7%
	一部支給	1,351世帯	49.3%	13,616世帯	50.1%	480,580世帯	46.3%
	計	2,743世帯	100%	27,175世帯	100.0%	1,037,645世帯	100%
28年度	全部支給	1,346世帯	50.8%	—	—	—	—
	一部支給	1,303世帯	49.2%	—	—	—	—
	計	2,649世帯	100%	—	—	—	—